

検査用スキャンツールの型式認定取消に係る取扱細則について

資料7

- 型式認定取消となった検査用スキャンツール※¹を備える指定工場について、買換え等の対応が進められている場合に限り、特例措置※²の適用を可能とする予定
- 早期の買換え等を促す策を設けた通達を次回モニタリング会合までに発出予定

※¹機構が認めるものに限る

※²機器による検査に代え、異常を示すテルテールが点灯又は点滅していないことにより適合と判断する検査の方法

現在の取扱い

- 型式認定が取り消された検査用スキャンツールはただちにOBD検査で使用不可
- 買換え等まで一定の時間がかかるが、その間は全国的にOBD検査を実施できない

方針(案)

- 考慮すべき事情(「十分な周知期間が設けられない」、「ツールのアップデートにより対処できない」等)のある検査用スキャンツールを、特例措置の適用が可能な機器として機構が型式毎に認める
- 機構が認める機器(以下「特例認定機器」という。)について、指定工場において買換え等の対応が進められているか地方運輸(支)局にて確認し、当該対応が行われている間(ただし上限期間を設けることとする)は事業場としての備え付け義務を満たしているものとみなす
- 事業場としての備え付け義務を満たしているものとみなされている間、当該指定工場がOBD検査を行う場合(型式認定が有効な他の検査用スキャンツールによりOBD検査を行う場合を除く)に限り、特例措置の適用を可能とする

適切な運用促進

- 特例認定機器を備え付ける指定工場が自動車整備業に係る各種手続き等を行う際、地方運輸(支)局において、早期の買替え等を助言
- 型式認定が有効な他の検査用スキャンツールを備える場合は、その使用を推奨

今後の予定

- 関係者に対し意見照会のうえ発出し、次回モニタリング会合で報告予定